

平成23年6月7日

株 主 各 位

長野県北佐久郡御代田町大字御代田4106番地73

ミネベア株式会社

代表取締役 貝 沼 由 久

第65回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、当社第65回定時株主総会を下記により開催いたしますので、ご出席下さいますようご通知申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面またはインターネット等により議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討いただき、次頁のご案内に従って平成23年6月28日（火曜日）午後5時30分までに議決権をご行使下さいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 平成23年6月29日（水曜日）午前10時
2. 場 所 長野県北佐久郡軽井沢町軽井沢
軽井沢プリンスホテル ウェスト 国際会議場「浅間」
（末尾の「株主総会会場ご案内図」をご参照下さい。）
3. 目的事項
報告事項
 1. 第65期（平成22年4月1日から平成23年3月31日まで）事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
 2. 第65期（平成22年4月1日から平成23年3月31日まで）計算書類報告の件
決議事項
 - 第1号議案 剰余金処分の件
 - 第2号議案 定款一部変更の件
 - 第3号議案 取締役10名選任の件
 - 第4号議案 監査役3名選任の件
 - 第5号議案 当社株式の大量取得行為に関する対応策（買収防衛策）更新の件

4. 議決権行使についてのご案内

(1) 郵送による議決権行使の場合

同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、平成23年6月28日（火曜日）午後5時30分までに到着するようご返送下さい。

(2) インターネットによる議決権行使の場合

インターネットにより議決権を行使される場合には、3頁の【インターネットにより議決権を行使される場合のお手続について】をご高覧の上、平成23年6月28日（火曜日）午後5時30分までにご行使下さい。

以 上

~~~~~  
◎本株主総会にご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出下さいますようお願い申し上げます。

◎招集通知に添付すべき事業報告、連結計算書類、計算書類、監査報告は別添の「第65期報告書」に記載のとおりであります。なお、本招集ご通知及び第65期報告書は当社ホームページにも掲載しております。

◎株主総会参考書類、事業報告、連結計算書類及び計算書類の内容について、株主総会の前日までに修正すべき事情が生じた場合には、書面による郵送または当社ホームページにおいて掲載することにより、お知らせいたします。

当社ホームページURL <http://www.minebea.co.jp/>

## 【インターネットにより議決権を行使される場合のお手続について】

インターネットにより議決権を行使される場合は、下記事項をご了承の上、行使下さいますようお願い申し上げます。

### 記

1. インターネットによる議決権行使は、当社の指定する以下の議決権行使サイトをご利用いただくことによるのみ可能です。なお、携帯電話を用いたインターネットでもご利用いただくことが可能です。  
【議決権行使サイトURL】 <http://www.webdk.net>
2. インターネットにより議決権を行使される場合は、同封の議決権行使書用紙に記載の議決権行使コード及びパスワードをご利用の上、画面の案内に従って議案の賛否をご登録下さい。
3. インターネットによる議決権行使は、平成23年6月28日（火曜日）午後5時30分まで受付いたしますが、議決権行使結果の集計の都合上、お早めに行使下さいますようお願いいたします。
4. 書面とインターネットにより、二重に議決権を行使された場合は、インターネットによるものを有効な議決権行使として取扱わせていただきます。
5. インターネットによって複数回にわたり議決権を行使された場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使として取扱わせていただきます。
6. 議決権行使サイトをご利用いただく際のプロバイダへの接続料金及び通信事業者への通信料金（電話料金等）は株主様のご負担となります。

## 【インターネットによる議決権行使のためのシステム環境について】

議決権行使サイトをご利用いただくためには、次のシステム環境が必要です。

- ①インターネットにアクセスできること。
- ②パソコンを用いて議決権行使される場合は、インターネット閲覧（ブラウザ）ソフトウェアとして、Microsoft<sup>®</sup>Internet Explorer 6.0以上を使用できること。  
ハードウェアの環境として、上記インターネット閲覧（ブラウザ）ソフトウェアを使用することができること。
- ③携帯電話を用いて議決権行使される場合は、使用する機種が、128bitSSL通信（暗号化通信）が可能機種であること。  
（セキュリティ確保のため、128bitSSL通信（暗号化通信）が可能な機種のみ対応しておりますので、一部の機種ではご利用いただけません。スマートフォンを含む携帯電話のフルブラウザ機能を用いた議決権行使も可能ですが、機種によってはご利用いただけない場合がありますので、ご了承下さい。）  
（Microsoftは、米国Microsoft Corporation の米国及びその他の国における登録商標です。）

## 【インターネットによる議決権行使に関するお問い合わせ】

インターネットによる議決権行使に関してご不明な点につきましては、下記にお問い合わせ下さいますようお願い申し上げます。

|                   |                              |
|-------------------|------------------------------|
| 株主名簿管理人           | 住友信託銀行証券代行部                  |
| 【専用ダイヤル】          | ☎ 0120-186-417（午前9時～午後9時）    |
| 議決権行使に関する事項以外のご照会 | ☎ 0120-176-417（平日 午前9時～午後5時） |

## 【議決権電子行使プラットフォームについて】

管理信託銀行等の名義株主様（常任代理人様を含みます。）につきましては、株式会社東京証券取引所等により設立された合弁会社株式会社 I C J が運営する議決権電子行使プラットフォームのご利用を事前に申し込まれた場合には、当社株主総会における電磁的方法による議決権行使の方法として、上記のインターネットによる議決権行使以外に、当該プラットフォームをご利用いただくことができます。

以上

# 株主総会参考書類

## 第1号議案 剰余金処分の件

剰余金処分につきましては、以下のとおりといたしたいと存じます。

### 期末配当に関する事項

当社は、経営環境を総合的に勘案し、継続的に安定した利益配分を維持しながら、株主資本の効率向上と株主へのより良い利益配分を第一義とし、業績をより反映した水準での利益還元をはかることを基本方針としております。この方針の下、第65期の期末配当につきましては、以下のとおりといたしたいと存じます。

#### (1) 配当財産の種類

金銭といたします。

#### (2) 配当財産の割当てに関する事項及びその総額

当社普通株式1株につき金4円 総額1,535,709,968円

なお、中間配当金として3円をお支払いしておりますので、当期の年間配当金は1株当たり7円となります。

#### (3) 剰余金の配当が効力を生じる日

平成23年6月30日といたしたいと存じます。

## 第2号議案 定款一部変更の件

### 1. 変更の理由

- (1) 当社事業の多様化に対応するため、現行定款第2条に定める目的の一部を変更するものであります。
- (2) 公告に関する利便性の向上及び費用の削減をはかるため、現行定款第5条に定める公告方法を電子公告に変更し、あわせてやむを得ない事由によって電子公告をすることができない場合の措置を定めるものであります。
- (3) 株主総会の開催場所確保の観点から、現行定款第13条（株主総会の開催）に定める株主総会の開催場所についての制限を削除するとともに、同条の見出しを（株主総会の招集）に改めるものであります。
- (4) 取締役会及び監査役会招集の通知を発する期日についての定めを明確にするため、現行定款第24条（取締役会の議長及び招集）及び第34条（監査役会の招集）に記載の「3日前」を「3日前まで」に改めるものであります。
- (5) その他、あわせて字句の整備を行うものであります。

## 2. 変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。

(下線は変更部分を示します。)

| 現 行 定 款                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                             | 変 更 案                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                 |
|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p style="text-align: center;">第 1 章 総 則</p> <p>(目 的)</p> <p>第 2 条 本公司は、下記の業務を営むことを目的とする。</p> <p>1. 下記に掲げるものの製造販売及び輸出入</p> <p>(1)～(4) (現行どおり)</p> <p><u>(5) 医療機器及び医療用具</u></p> <p>(6)～(15) (現行どおり)</p> <p>(新 設)</p> <p>2.～8. (現行どおり)</p> <p>(公告方法)</p> <p>第 5 条 本公司の公告は日本経済新聞に掲載して行なう。</p> <p style="text-align: center;">第 3 章 株 主 総 会</p> <p>(株主総会の開催)</p> <p>第 13 条 定時株主総会は、毎年 6 月に招集し、臨時株主総会は必要に応じ招集する。</p> <p><u>株主総会は、本店所在地もしくはその隣接地、又は東京都区内において開催する。</u></p> | <p style="text-align: center;">第 1 章 総 則</p> <p>(目 的)</p> <p>第 2 条 本公司は、下記の業務を営むことを目的とする。</p> <p>1. 下記に掲げるものの製造販売及び輸出入</p> <p>(1)～(4) (現行どおり)</p> <p>(削 除)</p> <p>(5)～(14) (現行どおり)</p> <p>2. <u>医療機器の製造、販売、製造販売、修理及び輸出入</u></p> <p>3.～9. (現行どおり)</p> <p>(公告方法)</p> <p>第 5 条 本公司の公告方法は、<u>電子公告とする。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載して行う。</u></p> <p style="text-align: center;">第 3 章 株 主 総 会</p> <p>(株主総会の招集)</p> <p>第 13 条 定時株主総会は、毎年 6 月に招集し、臨時株主総会は必要に応じ招集する。</p> <p>(削 除)</p> |

| 現 行 定 款                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                             | 変 更 案                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                   |
|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p style="text-align: center;">第 4 章 取締役及び取締役会</p> <p>(取締役会の議長及び招集)</p> <p>第24条 取締役会は、代表取締役がこれを招集し議長となる。代表取締役が複数あるとき、又は欠員もしくは事故があるときは、<u>予め</u>取締役会において定めた順序に従い他の取締役が招集し議長となる。</p> <p>取締役会招集の通知は、各取締役及び各監査役に対し会日<u>より</u>3日前に発する。</p> <p>但し、緊急を要する場合は、さらにこの期間を短縮することができる。</p> <p style="text-align: center;">第 5 章 監査役及び監査役会</p> <p>(監査役会の招集)</p> <p>第34条 監査役会招集の通知は、各監査役に対し会日の3日前に発する。</p> <p>但し、緊急を要する場合は、さらにこの期間を短縮することができる。</p> | <p style="text-align: center;">第 4 章 取締役及び取締役会</p> <p>(取締役会の議長及び招集)</p> <p>第24条 取締役会は、代表取締役がこれを招集し議長となる。代表取締役が複数あるとき、<u>または</u>欠員もしくは事故があるときは、<u>あらかじめ</u>取締役会において定めた順序に従い、<u>他の</u>取締役が招集し議長となる。</p> <p>取締役会招集の通知は、各取締役及び各監査役に対し会日<u>の</u>3日前<u>まで</u>に発する。<u>ただし</u>、緊急を要する場合は、さらにこの期間を短縮することができる。</p> <p style="text-align: center;">第 5 章 監査役及び監査役会</p> <p>(監査役会の招集)</p> <p>第34条 監査役会招集の通知は、各監査役に対し会日の3日前<u>まで</u>に発する。<u>ただし</u>、緊急を要する場合は、さらにこの期間を短縮することができる。</p> |

### 第3号議案 取締役10名選任の件

本総会終結の時をもって、取締役全員（10名）は任期満了となります。  
つきましては、取締役10名の選任をお願いいたしたいと存じます。  
取締役候補者は、次のとおりであります。

| 候補者<br>番号 | 氏 名<br>(生年月日)                        | 略歴、当社における地位及び担当<br>(重要な兼職の状況)                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                           | 所有する<br>当社の<br>株式数 |
|-----------|--------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------|
| 1         | かいぬま よしひさ<br>貝 沼 由 久<br>(昭和31年2月6日生) | 昭和58年4月 第二東京弁護士会弁護士登録<br>昭和63年12月 当社取締役法務担当<br>平成元年9月 米国ニューヨーク州弁護士登録<br>平成2年10月 ㈱啓愛社エヌ・エム・ビー〔現社名㈱啓愛社〕代表取締役専務<br>平成4年12月 当社常務取締役業務本部副本部長<br>平成6年12月 当社専務取締役欧米地域営業本部長兼業務本部副本部長<br>平成7年7月 当社業務本部長<br>平成11年8月 当社東京事務管理部門会議構成員並びに人事総務、物流及び資材の各担当<br>平成13年6月 ㈱啓愛社取締役<br>平成15年6月 当社取締役専務執行役員<br>平成17年7月 当社業務本部長<br>平成17年10月 当社業務本部法務部門長<br>平成18年6月 当社情報モーター事業部長<br>平成18年6月 ミネベア・松下モータ㈱〔現社名ミネベアモータ㈱〕代表取締役社長<br>エヌ・エム・ビー電子精工㈱代表取締役社長<br>平成21年4月 当社代表取締役社長執行役員(現) | 55,000 株           |

| 候補者<br>番号 | 氏 名<br>(生年月日)                              | 略歴、当社における地位及び担当<br>(重要な兼職の状況)                                                                                                                                                                                                                                                                                                     | 所有する<br>当社の<br>株式数 |
|-----------|--------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------|
| 2         | どうしょう こういち<br><b>道正光一</b><br>(昭和24年11月4日生) | 昭和48年3月 当社入社<br>平成元年4月 当社ヨーロッパ総支配人<br>平成元年8月 NMB-Minebea-GmbH社長<br>平成元年12月 当社取締役<br>平成4年12月 当社欧州地域総支配人<br>平成11年4月 当社常務取締役<br>平成11年8月 当社営業本部長兼欧米地域統括営業部<br>長<br>平成13年4月 当社R&D本部担当<br>平成15年6月 当社取締役(現)常務執行役員<br>平成17年6月 当社専務執行役員<br>平成17年7月 当社営業本部長<br>平成21年6月 当社副社長執行役員HDDモーター事業本<br>部営業統括(現)<br>平成22年4月 当社回転機器事業本部EMT事業部担当<br>(現) | 38,000 株           |
| 3         | かとうぎ ひろはる<br><b>加藤木洋治</b><br>(昭和24年3月21日生) | 昭和46年3月 当社入社<br>平成元年6月 当社管理部長<br>平成5年12月 当社取締役<br>平成11年8月 当社経営管理部長<br>平成15年6月 当社執行役員<br>平成16年6月 当社常務執行役員経営管理担当兼IR担<br>当<br>平成17年6月 当社取締役(現)<br>平成17年7月 当社管理本部長兼管理部門長兼情報シ<br>ステム部門長<br>平成19年6月 当社専務執行役員(現)<br>平成21年6月 当社業務・企画部門担当(現)                                                                                               | 42,000 株           |



| 候補者<br>番号 | 氏 名<br>(生年月日)                        | 略歴、当社における地位及び担当<br>(重要な兼職の状況)                                                                                                                                                                                                                                                               | 所有する<br>当社の<br>株式数 |
|-----------|--------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------|
| 4         | ひら お あきひろ<br>平尾 明洋<br>(昭和23年11月19日生) | 昭和49年6月 当社入社<br>昭和61年9月 当社東京螺子製作所技術部長<br>昭和61年12月 当社取締役<br>平成2年1月 当社開発技術センター所長<br>平成9年6月 当社大森製作所所長<br>平成15年6月 当社執行役員<br>平成17年6月 当社取締役(現)常務執行役員<br>平成17年7月 当社技術本部副本部長兼統括技術部門<br>長兼特機事業部長<br>平成19年6月 当社専務執行役員(現)技術本部長兼統<br>括技術部門長兼環境管理担当<br>平成21年6月 当社技術支援部門担当兼特機事業本部<br>長兼HDDモーター事業本部技術統括(現) | 40,000 株           |
| 5         | こばやし えいいち<br>小林 英一<br>(昭和23年5月25日生)  | 昭和39年4月 当社入社<br>平成4年4月 当社軽井沢製作所工機部長<br>平成15年4月 当社軽井沢製作所生産技術センター長<br>兼工機部長<br>平成15年6月 当社執行役員<br>平成17年6月 当社取締役(現)常務執行役員<br>平成17年7月 当社製造本部長<br>平成19年6月 当社専務執行役員(現)<br>平成21年6月 当社HDDモーター事業本部長(現)                                                                                                | 46,000 株           |
| 6         | やじま ひろゆき<br>矢島 裕孝<br>(昭和26年4月29日生)   | 昭和48年3月 当社入社<br>平成9年1月 当社軽井沢製作所ベアリング製造部門<br>製造部長<br>平成14年1月 当社軽井沢製作所ベアリング製造部門<br>長<br>平成15年6月 当社執行役員<br>平成16年6月 当社常務執行役員<br>平成17年7月 当社ボールベアリング事業部長(現)<br>平成19年6月 当社専務執行役員(現)<br>平成21年6月 当社取締役機械加工品事業本部長(現)                                                                                  | 14,000 株           |

| 候補者<br>番号 | 氏 名<br>(生年月日)                        | 略歴、当社における地位及び担当<br>(重要な兼職の状況)                                                                                                                                                                                                                            | 所有する<br>当社の<br>株式数 |
|-----------|--------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------|
| 7         | やまなか まさよし<br>山中 雅 義<br>(昭和23年4月7日生)  | 昭和46年3月 当社入社<br>平成4年8月 NMB (USA) Inc. 社長<br>平成4年12月 当社北南米地域総支配人<br>平成5年12月 当社取締役<br>平成15年6月 当社執行役員<br>平成15年12月 当社アジア地域総支配人<br>平成17年6月 当社常務執行役員<br>平成18年6月 当社業務本部副本部長兼総合企画部門<br>長<br>平成19年6月 当社取締役(現)業務本部長兼資材部門<br>長兼法務部門長<br>平成21年6月 当社専務執行役員営業部門担当(現)   | 23,000 株           |
| 8         | ふじた ひろたか<br>藤 田 博 孝<br>(昭和27年5月23日生) | 昭和51年4月 当社入社<br>平成元年8月 当社電子デバイス事業部デバイス第三<br>製造部長<br>平成9年4月 当社浜松製作所エレクトロデバイス部<br>門長<br>平成15年6月 当社執行役員<br>平成17年6月 当社常務執行役員<br>平成17年7月 当社製造本部副本部長兼電子デバイス<br>事業部長<br>平成19年6月 当社取締役(現)<br>平成21年6月 当社専務執行役員回転機器事業本部長<br>兼情報モーター事業部長(現)<br>ミネベアモータ(株)代表取締役社長(現) | 18,000 株           |
| 9         | むらかみ こうし<br>村 上 光 瑠<br>(昭和15年2月8日生)  | 昭和42年4月 東京地方裁判所判事補<br>平成11年4月 東京高等裁判所部総括判事<br>平成17年4月 京都大学大学院法学研究科教授<br>平成17年6月 TMI総合法律事務所客員弁護士(現)<br>平成17年11月 (株)サンエー・インターナショナル社外<br>監査役<br>平成20年4月 横浜国立大学大学院客員教授<br>平成20年5月 当社独立委員会委員(現)<br>平成20年6月 当社取締役(現)<br>平成22年4月 大東文化大学大学院法務研究科(法科<br>大学院)教授(現) | 一 株                |

| 候補者<br>番号 | 氏 名<br>(生年月日)                     | 略歴、当社における地位及び担当<br>(重要な兼職の状況)                                                                    | 所有する<br>当社の<br>株式数 |
|-----------|-----------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------|
| 10        | まつおか たかし<br>松岡 卓<br>(昭和39年1月17日生) | 平成15年4月 ㈱啓愛社企画部長<br>平成15年6月 同社取締役<br>平成16年6月 同社常務取締役<br>平成17年6月 当社取締役(現)<br>平成19年6月 ㈱啓愛社専務取締役(現) | 93,765 株           |

(注) 1. 各候補者と当社との間の特別の利害関係については以下のとおりであります。

- (1) 藤田博孝氏は、ミネベアモータ(株)の代表取締役を兼務しております。同社は回転機器及び部品を製造し、その一部を当社が仕入販売しております。同社は当社の60%出資の連結子会社であります。
- (2) 松岡 卓氏は、㈱啓愛社の専務取締役を兼務しており、当社は同社より鋼材等の購入を行っております。
- (3) その他の候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。

2. 村上光瑠、松岡 卓の両氏は、社外取締役候補者であります。

なお、村上光瑠氏は、金融商品取引所の定めに基づく独立役員として届け出ております。

3. 社外取締役候補者に関する特記事項は以下のとおりであります。

(1) 社外取締役候補者の選任理由について

- ① 村上光瑠氏は、元東京高等裁判所部総括判事及び弁護士として豊富な経験と見識を有しており、企業経営の健全性の確保、コンプライアンス経営の推進についてご指導いただくため、社外取締役として選任をお願いするものであります。

なお、同氏は過去において社外役員となること以外の方法で会社の経営に関与したことはありませんが、上記理由及び、現在、当社社外取締役の職責を適切に果たしていることから、社外取締役としての職務を遂行できるものと考えております。

- ② 松岡 卓氏は、企業運営についての幅広い見識を有しており、現在、当社社外取締役の職責を適切に果たしていることから、社外取締役として選任をお願いするものであります。

(2) 社外取締役候補者が社外取締役に就任してからの年数について

- ① 村上光瑠氏の社外取締役の在任期間は、本総会終結の時をもって3年であります。
- ② 松岡 卓氏の社外取締役の在任期間は、本総会終結の時をもって6年であります。

(3) 社外取締役との責任限定契約について

当社は、社外取締役との間に、社外取締役がその期待される役割を十分に発揮できるように、会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく損害賠償責任限度額は、法令が規定する額としております。本議案が原案どおり承認された場合には、村上光瑠及び松岡 卓の両氏との間で当該責任限定契約を継続する予定であります。

#### 第4号議案 監査役3名選任の件

本総会終結の時をもって、監査役鴨井昭文、棚橋和明、平出 功の3氏は任期満了となります。

つきましては、監査役3名の選任をお願いいたしたいと存じます。

なお、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は、次のとおりであります。

| 候補者<br>番号 | 氏 名<br>(生年月日)                                 | 略 歴、当 社 に お け る 地 位<br>( 重 要 な 兼 職 の 状 況 )                                                                                                         | 所有する<br>当 社 の<br>株 式 数 |
|-----------|-----------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------|
| 1         | か も い あ き ふ み<br>鴨 井 昭 文<br>(昭和26年1月2日生)      | 昭和44年3月 当社入社<br>平成9年1月 当社軽井沢製作所ベアリング製造部門<br>品質管理部次長<br>平成16年2月 当社軽井沢製作所ベアリング部門品質<br>管理部長<br>平成18年3月 当社ボールベアリング事業部ベアリン<br>グ製造部長<br>平成19年6月 当社監査役(現) | 4,000 株                |
| 2         | た な は し か ず あ き<br>棚 橋 和 明<br>(昭和27年12月12日生)  | 平成12年4月 住友信託銀行(株)総務部統括主任調査役<br>平成14年4月 同社総務部副部長<br>平成16年2月 同社業務監査部(本店)副部長<br>平成18年4月 同社東京中央支店長<br>平成19年6月 当社監査役(現)                                 | 3,000 株                |
| 3         | ※<br>り く な ひ さ よ し<br>陸 名 久 好<br>(昭和24年3月5日生) | 平成16年7月 関東信越国税局調査査察部調査管理課<br>長<br>平成17年7月 国税庁長官官房関信派遣首席国税庁監<br>察官<br>平成19年7月 浦和税務署長<br>平成20年8月 陸名久好税理士事務所(現)                                       | － 株                    |

(注) 1. ※は、新任候補者であります。

2. 各候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。

3. 棚橋和明、陸名久好の両氏は、社外監査役候補者であります。

4. 社外監査役候補者に関する特記事項は以下のとおりであります。

(1) 社外監査役候補者の選任理由について

① 棚橋和明氏は、銀行において長年金融業務を担当しており、その財務及び会計に関する高い見識を当社の監査に反映していただくため、選任をお願いするものであります。

なお、同氏は過去において社外役員となること以外の方法で会社の経営に関与したこと

はありませんが、上記理由及び、現在、当社社外監査役の職責を適切に果たしていることから、社外監査役としての職務を遂行できるものと考えております。

- ② 陸名久好氏は、税理士としての専門的見地並びに財務及び会計に関する高い見識を当社の監査に反映していただくため、選任をお願いするものであります。

なお、同氏は過去において、会社の経営に関与したことはありませんが、上記理由により、社外監査役としての職務を遂行できるものと考えております。

- (2) 社外監査役候補者が社外監査役に就任してからの年数について

棚橋和明氏の社外監査役の在任期間は、本総会終結の時をもって4年であります。

- (3) 社外監査役との責任限定契約について

当社は、社外監査役との間に、社外監査役がその期待される役割を十分に発揮できるように、会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく損害賠償責任限度額は、法令が規定する額としております。本議案が原案どおり承認された場合には、棚橋和明氏との間で当該責任限定契約を継続する予定であり、陸名久好氏との間で同様の契約を締結する予定であります。

## 第5号議案 当社株式の大量取得行為に関する対応策（買収防衛策）更新の件

当社は、平成20年6月27日付当社第62回定時株主総会において、当社株式の大量取得行為に関する対応策（以下「旧プラン」といいます。）につきまして株主の皆様のご承認をいただきましたが、旧プランの有効期間は本総会の終結の時までとされています。

当社は、本総会において株主の皆様のご承認をいただくことを条件に、旧プランの有効期間の満了に先立ち、平成23年5月10日開催の当社取締役会において、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針（会社法施行規則第118条第3号に規定されるものをいい、以下「本基本方針」といいます。）に照らし不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み（会社法施行規則第118条第3号ロ(2)）として、旧プランの内容を一部改定した上、更新すること（以下「本更新」といい、改定後のプランを「本プラン」といいます。）といたしました。つきましては、本更新につき、ご承認をお願いするものであります。

### 1. 提案の理由

#### (1) 本基本方針の内容

当社は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者は、当社の財務及び事業の内容や当社グループの企業価値の源泉を十分に理解し、当社グループの企業価値ひいては株主の皆様のご利益を継続的かつ持続的に確保、向上していくことを可能とする者である必要があると考えています。

当社は、当社の支配権の移転を伴う買収提案についての判断は、最終的には当社の株主全体の意思に基づいて行われるべきものと考えております。また、当社は、当社株式の大量買付であっても、当社グループの企業価値ひいては株主共同の利益に資するものであれば、これを否定するものではありません。

しかしながら、株式の大量買付の中には、その目的等から見て企業価値や株主共同の利益に対する明白な侵害をもたらすもの、株主に株式の売却を事実上強要するおそれがあるもの、対象会社の取締役会や株主が株式の大量買付の内容等について検討しあるいは対象会社の取締役会が代替案を提案するための十分な時間や情報を提供しないもの、対象会社が買収者の提示した条件よりも有利な条件をもたらすために買収者との協議・交渉を必要とするもの等、対象会社の企業価値ひいては株主共同の利益に資さないものも少なくありません。

当社グループが企業価値ひいては株主共同の利益を確保・向上させていくためには、当社グループの企業価値の源泉である高度な「超精密機械加工技術」を駆使した「垂直統合生産システム」や「大規模な海外量産工場」、そして「整備された研究開発体制」を世界各地で展開し、「ものづくりで勝てる会社、技術で勝てる会社」を目指し、「新製品の導入」「新市場の開拓」及び「生産技術の革新」の取り組みを中長期的にわたり効率的かつ持続的に実施していくことが必要となります。

当社株式の大量買付を行う者が、当社の財務及び事業の内容を理解するのは勿論のこと、こうした当社グループの企業価値向上のために必要不可欠な企業価値の源泉や特徴を理解した上で、これらの中長期的に確保し実現していかなければ、当社グループの企業価値ひいては株主共同の利益は毀損されることとなります。

そこで、当社は、このような当社グループの企業価値ひいては株主共同の利益に資さない大量買付を行う者は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者として不適切であり、このような者による当社グループの企業価値ひいては株主共同の利益に反する買収行為を抑止するためには、必要かつ相当な対抗措置を講じることにより、当社グループの企業価値ひいては株主共同の利益を確保する必要があると考えます。

## (2) 本プラン更新の目的

本プランは、当社グループの企業価値ひいては株主共同の利益を確保し、向上させることを目的として、上記1. (1)に記載した本基本方針に沿って更新されるものです。

当社取締役会は、本基本方針に定めるとおり、当社グループの企業価値ひいては株主共同の利益に資さない大量買付を行う者は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者として不適切であると考えています。本プランは、こうした不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止し、当社グループの企業価値ひいては株主共同の利益に反する大量買付を抑止するとともに、当

社株式に対する大量買付が行われる際に、当社取締役会が株主の皆様へ代替案を提案したり、あるいは株主の皆様にかかる大量買付に応じるべきか否かを判断するために必要な情報や時間を確保すること、株主の皆様のために交渉を行うこと等を可能とすることを目的としております。

## 2. 提案の内容

### (1) 本プランの概要

本プランは、当社株券等の20%以上を買取しようとする者が現れた際に、買取者に事前の情報提供を求める等、上記1.(2)「本プラン更新の目的」記載の目的を実現するために必要な手続を定めています。また、買取者は、本プランに係る手続が開始された場合には、当社取締役会において本プランの発動をしない旨の決議がなされるまでの間、買取を実行してはならないものとされています。

買取者が本プランにおいて定められた手続に従うことなく当社株券等の買取を行う等、当社グループの企業価値ひいては株主共同の利益が害されるおそれがある場合等で、本プラン所定の発動要件を満たす場合には、当社は、当該買取者等による権利行使は認められないとの行使条件及び当社が買取者等以外の者から当社株式と引換えに新株予約権を取得できる旨の取得条項が付された新株予約権を、その時点の当社を除く全ての株主に対して新株予約権無償割当ての方法により割り当てます。

本プランに従って新株予約権の無償割当てがなされ、その行使または当社による取得に伴って買取者等以外の株主の皆様へ当社株式が交付された場合には、買取者等の有する当社の議決権割合は、最大50%まで希釈化される可能性があります。

本プランにおいては、新株予約権の無償割当ての実施もしくは不実施または取得等の判断について、取締役の恣意的判断を排するため、当社経営陣から独立した社外者から構成される独立委員会の判断を経るとともに、株主の皆様へ適時に情報開示を行うことにより透明性を確保することとしています。

### (2) 本プランの発動に係る手続

#### (a) 対象となる買付等

本プランは、以下の①もしくは②に該当する当社株券等の買付その他の取得またはこれに類似する行為（これらの提案を含みます。）（当社取締役会が本プランを適用しない旨別途認めたものを除くものとし、以下「買付等」といいます。）がなされる場合を適用対象とします。

- ① 当社が発行者である株券等（注1）について、保有者（注2）の株券等保有割合（注3）が20%以上となる買付その他の取得
- ② 当社が発行者である株券等（注4）について、公開買付け（注5）を行う者の株券等所有割合（注6）及びその特別関係者（注7）の株券等所有割合の合計が20%以上となる公開買付け

買付等を行おうとする者（以下「買付者等」といいます。）には、あらかじめ本プランに定められる手続に従っていただくこととし、本プランに従い当社取締役会が本新株予約権（下記(e)①に定義されます。）の無償割当ての不実施に関する決議を行うまでの間、買付等を実行してはならないものとします。

(b) 意向表明書の提出

買付者等は、買付等の開始または実行に先立ち、別途当社の定める書式により、本プランの手続を遵守する旨の誓約文言を含む書面（買付者等の代表者による署名または記名捺印のなされたもの）及び当該署名または捺印を行った代表者の資格証明（以下これらをあわせて「意向表明書」といいます。）を当社に対して提出していただきます。意向表明書には、買付者等の氏名または名称、住所または本店、事務所等の所在地、設立準拠法、代表者の氏名、日本国内における連絡先及び企図されている買付等の概要等を明示していただきます。なお、意向表明書及び下記(c)に定める買付説明書における使用言語は日本語に限ります。

(c) 買付者等に対する情報提供の要求

当社は、意向表明書を受領した日から10営業日以内に、買付説明書（以下に定義されます。）の様式（買付者等が当社に提供すべき情報のリストを含みます。）を買付者等に対して交付いたします。買付者等は、当社が交付した書式に従い、下記の各号に定める情報（以下「本必要情報」といいます。）等を記載した書面（以下「買付説明書」といいます。）を、当社取締役会に対して提出していただきます。

当社取締役会は、買付説明書を受領した場合、速やかにこれを独立委員会（独立委員会の委員の選任基準、決議要件、決議事項等については、(注8)をご参照下さい。また、本更新時における独立委員会の委員の略歴等については、別紙「独立委員会委員略歴」に記載のとおりです。）に送付するものとします。当社取締役会及び独立委員会は、当該買付説明書の記載内容が本必要情報として不十分であると判断した場合には、直接または間接に、買付者等に対し、適宜回答期限を定めた上、追加的に情報を提供するよう求めることがあります。この場合、買付者等においては、当該期限までに、かかる情報を当社取締役会及び独立委員会の双方に追加的に提供していただきます。

記

- ① 買付者等及びそのグループ（共同保有者（注9）、特別関係者及び買付者等を被支配法人等（注10）とする者の特別関係者を含みます。）の詳細（具体的名称、資本関係、財務内容、経営成績、過去の法令違反等の有無及び内容、



当該買付者等による買付等と同種の過去の取引及び当社の株券等に関する過去の取引の詳細等を含みます。) (注11)

- ② 買付等の目的、方法及び具体的内容(対価の価額・種類、時期、関連する取引の仕組み、方法の適法性、実行可能性等を含みます。)
- ③ 買付等の価額及びその算定根拠
- ④ 買付等の資金の裏付け(買付等の資金の提供者(実質的提供者を含みます。))の具体的名称、調達方法及び関連する取引の内容等を含みます。)
- ⑤ 買付等に関して第三者との間における意思連絡の有無及びその内容
- ⑥ 買付等の後における当社グループの経営方針、経営体制、事業計画、資本政策及び配当政策
- ⑦ 買付等の後における当社の株主(買付者等を除く。)、当社グループの従業員、取引先、顧客その他の当社に係る利害関係者に対する対応方針
- ⑧ 当社の他の株主との間の利益相反が生じる場合には、それを回避するための具体的方策
- ⑨ その他独立委員会が合理的に必要と判断する情報

(d) 買付等の内容の検討・買付者等との交渉・代替案の検討

① 当社取締役会に対する情報提供の要求

独立委員会は、買付者等から買付説明書及び独立委員会が追加的に提出を求めた情報(もしあれば)が提出された場合、当社取締役会に対しても、適宜回答期限を定めた上、買付者等の買付等の内容に対する意見(留保する旨の意見を含むものとします。以下同じとします。)、その根拠資料、代替案(もしあれば)その他独立委員会が適宜必要と認める情報等を提供するよう要求することができます。

② 独立委員会による検討等

独立委員会は、買付者等からの情報等(追加的に提供を要求したものも含みます。)の提供が十分になされたと認めた場合、情報等の受領から原則として90日間が経過するまで(以下「独立委員会検討期間」といいます。)、買付等の内容の検討、買付者等と当社取締役会の事業計画等に関する情報収集・比較検討、及び当社取締役会の提供する代替案の検討等を行います。また、独立委員会は、当社グループの企業価値ひいては株主共同の利益の確保・向上という観点から当該買付等の内容を改善させるために必要であれば、直接または間接に、当該買付者等と協議・交渉等を行い、または当社取締役会の代替案の株主等に対する提示等を行うものとします。

独立委員会の判断が、当社グループの企業価値ひいては株主共同の利益に資するようになされることを確保するために、独立委員会は、当社の費用で、独立した第三者(ファイナンシャル・アドバイザー、公認会計士、弁護士、税理

士、コンサルタントその他の専門家を含みます。)の助言を得ることができるものとし、買付者等は、独立委員会が、直接または間接に、検討資料その他の情報提供、協議・交渉等を求めた場合には、速やかにこれに応じなければならないものとし、

(e) 独立委員会の勧告等の手続

独立委員会は、上記の手続を踏まえて、以下のとおり当社取締役会に対する勧告等を行うものとし、

① 本プランの発動を勧告する場合

独立委員会は、買付者等による買付等が下記(3)「本新株予約権の無償割当ての要件」に定める発動事由(以下「発動事由」と総称します。)のいずれかに該当すると判断した場合には、引き続き買付者等より情報提供や買付者等との間で協議・交渉等を行う必要がある等の特段の事情がある場合を除き、当社取締役会に対して、新株予約権(その内容は下記(4)「本新株予約権の無償割当ての概要」に定めるとおりとし、以下かかる新株予約権を「本新株予約権」といいます。)の無償割当てを実施すべき旨の勧告を行います(注12)。

ただし、独立委員会は、一旦本新株予約権の無償割当ての実施の勧告をした後も、以下のいずれかの事由に該当すると判断した場合には、本新株予約権の無償割当てに係る権利落ち日の前々営業日までにおいては本新株予約権の無償割当てを中止し、または本新株予約権の無償割当ての効力発生日以降本新株予約権の行使期間の開始日の前日までにおいては本新株予約権を無償にて取得する旨の新たな勧告を行うことができるものとし、

(イ) 当該勧告後買付者等が買付等を撤回した場合、その他買付等が存しなくなった場合

(ロ) 当該勧告の判断の前提となった事実関係等に変動が生じる等の理由により発動事由が存しなくなった場合

② 本プランの不発動を勧告する場合

独立委員会は、買付者等による買付等が発動事由に該当しないと判断した場合には、独立委員会検討期間の終了の有無を問わず、当社取締役会に対して、本新株予約権の無償割当てを実施すべきでない旨の勧告を行います。

ただし、独立委員会は、一旦本新株予約権の無償割当ての不実施を勧告した後も、当該勧告の判断の前提となった事実関係等に変動が生じ、発動事由が存することとなった場合には、本新株予約権の無償割当てを実施すべき旨の新たな勧告を行うことができるものとし、

③ 独立委員会検討期間の延長を行う場合

独立委員会が、当初の独立委員会検討期間満了時まで、本新株予約権の無償割当ての実施または不実施の勧告を行うに至らない場合には、独立委員会は、

買付者等の買付等の内容の検討・代替案の検討・買付者等との協議・交渉等に必要とされる合理的な範囲内（ただし、延長期間の合計は原則として30日を上限とします。）で、独立委員会検討期間を延長することができるものとします。

独立委員会検討期間が延長された場合、独立委員会は、引き続き、情報収集、検討、協議・交渉等を行うものとし、延長期間内に本新株予約権の無償割当ての実施または不実施の勧告を行うよう最大限努めるものとします。

(f) 取締役会の決議

当社取締役会は、独立委員会により上記勧告がなされた場合、当該勧告を最大限尊重して本新株予約権の無償割当ての実施または不実施等に関する会社法上の機関としての決議を行うものとします。

(g) 情報開示

当社は、本プランの運用に際しては、適用ある法令または金融商品取引所の規程・規則等に従い、本プランの各手続の進捗状況（意向表明書・買付説明書が提出された事実、意向表明書・買付説明書を提出せずに買付等を行う買付者等の存在が判明した場合には、かかる事実、独立委員会検討期間が開始した事実、並びに独立委員会検討期間の延長が行われた場合にはかかる事実、延長期間及び理由を含みます。）、独立委員会による勧告等の概要、当社取締役会の決議の概要、その他独立委員会または当社取締役会が適切と考える事項について、適時に情報開示を行います。

(3) 本新株予約権の無償割当ての要件

本プランを発動して本新株予約権の無償割当てを実施するための要件は、下記のとおりです。なお、上記(2)「本プランの発動に係る手続」(e)のとおり、下記の要件の該当性については、必ず独立委員会の判断を経て決定されることとなります。

記

・発動事由その1

本プランに定められた手続を遵守しない買付等であり（買付等の内容を判断するために合理的に必要とされる時間や情報の提供がなされない場合を含みます。）、かつ本新株予約権の無償割当てを実施することに相当性が存する場合

## ・発動事由その2

以下の各号のいずれかに該当し、かつ本新株予約権の無償割当てを実施することに相当性が存する場合

(a) 以下に掲げる行為等により、当社グループの企業価値ひいては株主共同の利益に対する明白な侵害をもたらすおそれのある買付等である場合

- ① 株券等を買占め、その株券等について当社や当社関係者等に対して高値で買取りを要求する行為
- ② 当社グループの経営を一時的に支配して、当社グループの重要な資産等を廉価に取得する等、当社の犠牲の下に買付者等の利益を実現する経営を行うような行為
- ③ 当社グループの資産を買付者等やそのグループ会社等の債務の担保や弁済原資として流用する行為
- ④ 当社の経営を一時的に支配して、当社グループの事業に当面関係していない高額資産等を処分させ、その処分利益をもって、一時的な高配当をさせるか、一時的な高配当による株価の急上昇の機会をねらって高値で売り抜ける行為

(b) 強圧的二段階買付（最初の買付で全株式の買付を勧誘することなく、二段階目の買付条件を不利に設定し、あるいは明確にしないで、公開買付け等の株式買付を行うことをいいます。）等株主に株式の売却を事実上強要するおそれのある買付等である場合

(c) 買付等の条件（対価の価額・種類、買付等の時期、方法の適法性、実現可能性、買付等の後の経営方針及び事業計画、買付等の後における当社グループの他の株主、従業員、顧客、取引先その他の当社グループに係る利害関係者に対する方針等を含みます。）が当社グループの本源的価値に鑑み不十分または不適当な買付等である場合

(d) 当社グループの企業価値を生み出す上で必要不可欠な技術力・生産力や当社グループの従業員、顧客、グループ取引先等との関係を損なうこと等により、当社グループの企業価値または株主共同の利益に反する重大なおそれをもたらす買付等である場合

## (4) 本新株予約権の無償割当ての概要

本プランに基づき実施する予定の本新株予約権の無償割当ての概要は、以下のとおりです。

(a) 本新株予約権の数

本新株予約権の無償割当てに関する取締役会決議（以下「本新株予約権無償割当て決議」といいます。）において別途定める一定の日（以下「割当期日」といいます。）における当社の最終の発行済株式総数（ただし、同時点において当社の有する当社株式の数を控除します。）と同数とします。

(b) 割当対象株主

割当期日における当社の最終の株主名簿に記録された当社以外の株主（以下「割当対象株主」といいます。）に対し、その有する当社株式1株につき本新株予約権1個の割合で、本新株予約権を割り当てます。

(c) 本新株予約権の無償割当ての効力発生日

本新株予約権無償割当て決議において別途定める日とします。

(d) 本新株予約権の目的である株式の数

本新株予約権1個の目的である当社株式の数（以下「対象株式数」といいます。）は、原則として1株とします。

(e) 本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

本新株予約権の行使に際してする出資の目的は金銭とし、本新株予約権の行使に際して出資される財産の当社株式1株当たりの価額は、原則として、1円とします。

(f) 本新株予約権の行使期間

本新株予約権無償割当て決議において別途定める日を初日（以下かかる行使期間の初日を「行使期間開始日」といいます。）とし、原則として、1ヶ月間から6ヶ月間までの範囲で本新株予約権無償割当て決議において別途定める期間とします。

(g) 本新株予約権の行使条件

(Ⅰ)特定大量保有者（注13）、(Ⅱ)特定大量保有者の共同保有者、(Ⅲ)特定大量買付者（注14）、(Ⅳ)特定大量買付者の特別関係者、もしくは(Ⅴ)上記(Ⅰ)ないし(Ⅳ)に該当する者から本新株予約権を当社取締役会の承認を得ることなく譲り受けもしくは承継した者、または、(Ⅵ)上記(Ⅰ)ないし(Ⅴ)に該当する者の関連者（注15）（以下(Ⅰ)ないし(Ⅵ)に該当する者を「非適格者」と総称します。）は、一定の例外事由（注16）が存する場合を除き本新株予約権を行使することができません。また、外国の適用法令上、本新株予約権の行使に

あたり所定の手続が必要とされる非居住者も、原則として本新株予約権を行使することができません（ただし、非居住者の保有する本新株予約権も、適用法令に従うことを条件として、下記(i)項②のとおり、当社による当社株式を対価とする取得の対象となります。）。さらに、本新株予約権の行使条件を充足していること等についての表明保証条項、補償条項その他の誓約文言を含む当社所定の書式による誓約書を提出しない者も、本新株予約権を行使することができません。

(h) 本新株予約権の譲渡制限

本新株予約権の譲渡による取得については、当社取締役会の承認を要します。

(i) 当社による本新株予約権の取得

- ① 当社は、行使期間開始日の前日までの間いつでも、当社が本新株予約権を取得することが適切であると当社取締役会が認める場合には、当社取締役会が別途定める日の到来日をもって、全ての本新株予約権を無償で取得することができるものとします。
- ② 当社は、当社取締役会が別途定める日の到来日をもって、非適格者以外の者が有する本新株予約権のうち当該当社取締役会が定める日の前日までに未行使のもの全てを取得し、これと引換えに、本新株予約権1個につき対象株式数に相当する数の当社株式を交付することができます。かかる取得がなされた日以降に、本新株予約権を有する者のうち非適格者以外の者が存在すると当社取締役会が認める場合には、上記の取得がなされた日より後の当社取締役会が定める日の到来日をもって、当該者の有する本新株予約権のうち当該当社取締役会が定める日の前日までに未行使のものを全て取得し、これと引換えに、本新株予約権1個につき対象株式数に相当する数の当社株式を交付することができるものとし、その後も同様とします。

(j) 合併、吸収分割、新設分割、株式交換及び株式移転の場合の新株予約権の交付  
本新株予約権無償割当て決議において別途定めるものとします。

(k) 新株予約権証券の発行

本新株予約権に係る新株予約権証券は発行しません。

(l) その他

上記に定めるほか、本新株予約権の内容の詳細は、本新株予約権無償割当て決議において別途定めるものとします。

(5) 本プランの有効期間、廃止及び修正または変更

本プランの有効期間（以下「有効期間」といいます。）は、本総会終結後3年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとします。ただし、有効期間の満了前であっても、当社株主総会または当社取締役会において本プランを廃止する旨の決議が行われた場合には、本プランはその時点で廃止されるものとします。

また、当社取締役会は、本プランの有効期間中であっても、本プランに関する法令、金融商品取引所規則等の新設または改廃が行われ、かかる新設または改廃を反映することが適切である場合、誤字脱字等の理由により字句の修正を行うことが適切である場合、または当社株主に不利益を与えない場合等、本総会の決議の趣旨に反しない場合には、独立委員会の承認を得た上で、本プランを修正し、または変更する場合があります。

当社は、本プランが廃止、修正または変更された場合には、当該廃止、修正または変更の事実及び（修正・変更の場合には）修正・変更の内容その他の事項について、情報開示を速やかに行います。

(6) 法令の改正等による修正

本プランで引用する法令の規定は、平成23年5月10日現在施行されている規定を前提としているものであり、同日以後、法令の新設または改廃により、上記各項に定める条項ないし用語の意義等に修正を加える必要が生じた場合には、当該新設または改廃の趣旨を考慮の上、上記各項に定める条項ないし用語の意義等を適宜合理的な範囲内で読み替えることができるものとします。

- (注1) 金融商品取引法第27条の23第1項に定義されます。本議案において別段の定めがない限り同じとします。
- (注2) 金融商品取引法第27条の23第3項に基づき保有者に含まれる者を含みます（当社取締役会がこれに該当すると認めた者を含みます。）。本議案において同じとします。
- (注3) 金融商品取引法第27条の23第4項に定義されます。本議案において同じとします。
- (注4) 金融商品取引法第27条の2第1項に定義されます。
- (注5) 金融商品取引法第27条の2第6項に定義されます。本議案において同じとします。
- (注6) 金融商品取引法第27条の2第8項に定義されます。本議案において同じとします。
- (注7) 金融商品取引法第27条の2第7項に定義されます（当社取締役会がこれに該当すると認めた者を含みます。）。ただし、同項第1号に掲げる者について

は、発行者以外の者による株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令第3条第2項で定める者を除きます。本議案において同じとします。

- (注8) 独立委員会規則の概要は以下のとおりです。
- ・独立委員会の委員は、3名以上とし、当社の業務執行を行う経営陣から独立している、(i)当社社外取締役、(ii)当社社外監査役、または(iii)社外の有識者のいずれかに該当する者の中から、当社取締役会が選任する。ただし、有識者は、実績ある会社経営者、官庁出身者、投資銀行業務に精通する者、弁護士、公認会計士もしくは会社法等を主たる研究対象とする研究者またはこれらに準ずる者でなければならず、また、別途当社取締役会が指定する善管注意義務条項等を含む契約を当社との間で締結した者でなければならない。
  - ・独立委員会委員の任期は、本総会終結後3年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。ただし、当社取締役会の決議により別段の定めをした場合はこの限りでない。また、社外取締役または社外監査役であった独立委員会委員が、取締役または監査役でなくなった場合（ただし、再任された場合を除く。）には、独立委員会委員としての任期も同時に終了するものとする。
  - ・独立委員会は、本新株予約権の無償割当ての実施または不実施、本新株予約権の無償割当ての中止または本新株予約権の無償取得、その他当社取締役会が判断すべき事項のうち、当社取締役会が独立委員会に諮問した事項、その他所定の事項について決定を行う。
  - ・独立委員会の決議は、原則として、独立委員会委員の全員が出席し、その過半数をもってこれを行う。ただし、やむを得ない事由があるときは、独立委員会委員の過半数が出席し、その議決権の過半数をもってこれを行うことができる。
- (注9) 金融商品取引法第27条の23第5項に規定される共同保有者をいい、同条第6項に基づき共同保有者とみなされる者を含みます（当社取締役会がこれに該当すると認めた者を含みます。）。本議案において同じとします。
- (注10) 金融商品取引法施行令第9条第5項に定義されます。
- (注11) 買付者等がファンドの場合は、各組合員その他の構成員について2.(2)(c)①に準じた情報を含みます。
- (注12) なお、独立委員会は、本新株予約権の無償割当ての実施に関してあらかじめ株主意思の確認を得るべき旨の留保を付すことがあります。
- (注13) 原則として、当社が発行者である株券等の保有者で、当該株券等に係る株券等保有割合が20%以上である者（当社取締役会がこれに該当すると認めた者を含みます。）をいいます。ただし、その者が当社の株券等を取得・保有することが当社の企業価値ひいては株主共同の利益に反しないと当社取締役会が認めた者、その他本新株予約権無償割当て決議において当社取締役会が別



途定める所定の者は、特定大量保有者に該当しないものとします。本議案において同じとします。

- (注14) 原則として、公開買付けによって当社が発行者である株券等（金融商品取引法第27条の2第1項に定義されます。以下本注において同じとします。）の買付け等（同法第27条の2第1項に定義されます。以下本注において同じとします。）を行う旨の公告を行った者で、当該買付け等の後におけるその者の所有（これに準ずるものとして金融商品取引法施行令第7条第1項に定める場合を含みます。）に係る株券等の株券等所有割合が、その者の特別関係者の株券等所有割合と合計して20%以上となる者（当社取締役会がこれらに該当すると認めた者を含みます。）をいいます。ただし、その者が当社の株券等を取得・保有することが当社の企業価値ひいては株主共同の利益に反しないと当社取締役会が認めた者、その他本新株予約権無償割当て決議において当社取締役会が別途定める所定の者は、特定大量買付者に該当しないものとします。本議案において同じとします。
- (注15) ある者の「関連者」とは、実質的にその者を支配し、その者に支配されもしくはその者と共同の支配下にある者（当社取締役会がこれに該当すると認めた者を含みます。）、またはその者と協調して行動する者として当社取締役会が認めた者をいいます。なお、「支配」とは、他の会社等の「財務及び事業の方針の決定を支配している場合」（会社法施行規則第3条第3項に定義されます。）をいいます。
- (注16) 具体的には、(x)買付者等が本新株予約権無償割当て決議後に買付等を中止もしくは撤回または爾後買付等を実施しないことを誓約するとともに、買付者等その他の非適格者が当社が認める証券会社に委託をして当社株式を処分した場合で、かつ、(y)買付者等の株券等保有割合（ただし、株券等保有割合の計算にあたっては、買付者等やその共同保有者以外の非適格者についても当該買付者等の共同保有者とみなして算定を行うものとし、また、非適格者の保有する本新株予約権のうち行使条件が充足されていないものは除外して算定するものとします。）として当社取締役会が認めた割合（以下「非適格者株券等保有割合」といいます。）が、(i)当該買付等の前における非適格者株券等保有割合または(ii)20%のいずれか低い方を下回っている場合は、当該処分を行った買付者等その他の非適格者は、当該処分がなされた株式の数に相当する株式の数を目的とする本新株予約権につき、当該下回る割合の範囲内で行使することができること等が例外事由として定められることが予定されています。なお、かかる非適格者による本新株予約権の行使の条件及び手続等の詳細については、別途当社取締役会が定めるものとします。

以 上

独立委員会委員略歴

村上 光鷗（むらかみ こうし）

昭和15年2月8日生まれ

|   |   |          |                                |
|---|---|----------|--------------------------------|
| 略 | 歴 | 昭和42年4月  | 東京地方裁判所判事補                     |
|   |   | 平成11年4月  | 東京高等裁判所部総括判事                   |
|   |   | 平成17年4月  | 京都大学大学院法学研究科教授                 |
|   |   | 平成17年6月  | TMI総合法律事務所客員弁護士（現）             |
|   |   | 平成17年11月 | 株式会社サンエー・インターナショナル 社外監査役       |
|   |   | 平成20年4月  | 横浜国立大学大学院客員教授                  |
|   |   | 平成20年5月  | 当社独立委員会委員（現）                   |
|   |   | 平成20年6月  | 当社社外取締役（現）                     |
|   |   | 平成22年4月  | 大東文化大学大学院法務研究科（法科大学院）教授<br>（現） |

（注）第3号議案「取締役10名選任の件」（本招集ご通知7頁から11頁）に記載のとおり、村上光鷗氏は社外取締役であります。同氏と当社との間に特別の利害関係はありません。また、当社は、東京証券取引所、大阪証券取引所及び名古屋証券取引所に対して、同氏を当社の独立役員として届け出ております。

藤原 宏高（ふじわら ひろたか）

昭和29年5月21日生まれ

|   |   |         |                    |
|---|---|---------|--------------------|
| 略 | 歴 | 昭和60年4月 | 飯島山田法律特許事務所        |
|   |   | 平成7年4月  | ひかり総合法律事務所パートナー（現） |
|   |   | 平成18年4月 | 第二東京弁護士会副会長        |
|   |   | 平成18年6月 | 当社社外監査役（現）         |
|   |   | 平成19年9月 | 慶応義塾大学法科大学院講師（現）   |
|   |   | 平成20年5月 | 当社独立委員会委員（現）       |

（注）藤原宏高氏は社外監査役であります。同氏と当社との間に特別の利害関係はありません。また、当社は、東京証券取引所、大阪証券取引所及び名古屋証券取引所に対して、同氏を当社の独立役員として届け出ております。

長崎 武彦（ながさき たけひこ）

昭和18年5月31日生まれ

|     |         |                                                          |
|-----|---------|----------------------------------------------------------|
| 略 歴 | 昭和44年1月 | 監査法人東京第一公認会計士事務所                                         |
|     | 昭和46年8月 | 公認会計士登録                                                  |
|     | 昭和63年7月 | 太田昭和監査法人                                                 |
|     | 平成元年5月  | 同代表社員                                                    |
|     | 平成12年4月 | 監査法人太田昭和センチュリー（現 新日本有限責任<br>監査法人）常任理事                    |
|     | 平成18年5月 | 同副理事長                                                    |
|     | 平成20年8月 | 同シニア・アドバイザー                                              |
|     | 平成21年6月 | 三愛石油株式会社 社外監査役（現）                                        |
|     | 平成21年7月 | 公認会計士長崎武彦事務所（現）                                          |
|     | 平成21年9月 | 当社独立委員会委員（現）                                             |
|     | 平成22年4月 | 独立行政法人国立がん研究センター 監事（現）<br>独立行政法人国立精神・神経医療研究センター<br>監事（現） |

（注）同氏と当社との間に特別の利害関係はありません。

以 上

## 株主総会会場ご案内図

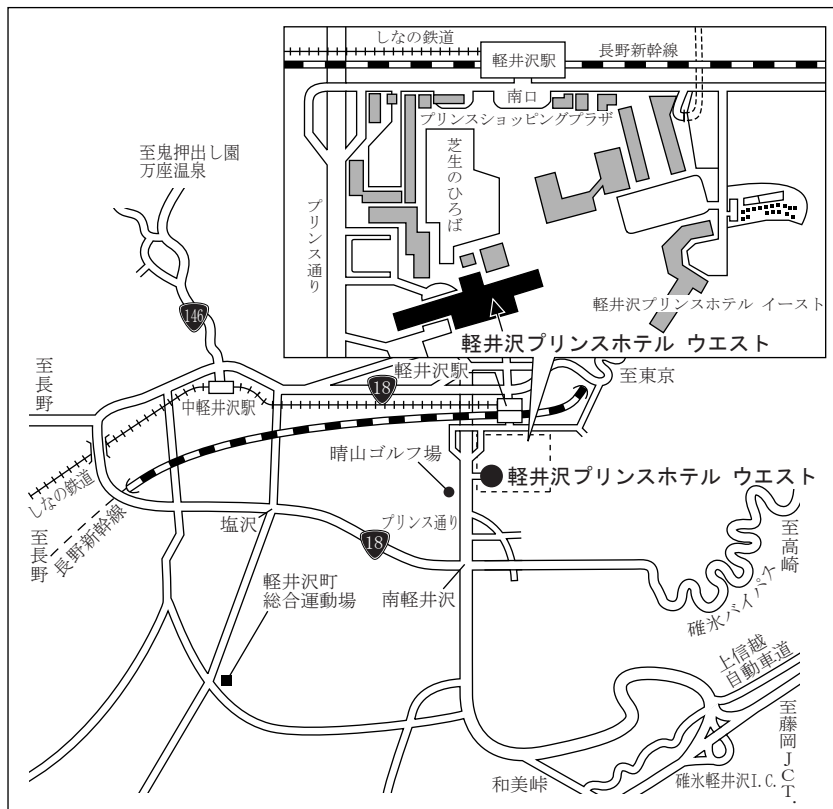
会場：長野県北佐久郡軽井沢町軽井沢

軽井沢プリンスホテル ウェスト 国際会議場 「浅間」

電話 0267-42-1111

交通：車／上信越自動車道 碓氷軽井沢I.C. から総会会場までは11km

電車／長野新幹線 JR軽井沢駅南口から総会会場までは徒歩約15分、タクシーで約2分



\*\*\*\*\*

### 【JR軽井沢駅から当社総会会場までの送迎】

下記時刻に、JR軽井沢駅南口より専用送迎バスにて総会会場までご案内申し上げます。

記

JR軽井沢駅南口

9:20 発

9:40 発

以上